第22回市場公募地方債発行団体合同IR ~共同発行債の商品性と今後の取組み~

令和5年10月24日(火)

共同発行債 幹事団体 仙台市財政局財政部財政課 資金係長 宮崎 槙太郎

目次

- 1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み
- 2. 共同発行市場公募債の商品性
- 3. 足許の動向
- 4. 令和5年度共同発行市場公募債の発行計画
- 5. 今後の取組み

1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み

- * 経緯
 - ・公的資金中心の資金調達から民間資金へのシフト 平成15年度地方債計画では民間資金のウェイトが約半分まで増加
- 🤐 狙い
 - ・地方債市場におけるベンチマークとしての商品発行
 - ・安定的かつ有利な民間資金調達の必要性
- 共同発行市場公募債の根拠

地方財政法

第5条の7

「証券を発行する方法によつて地方債を起こす場合においては、二以上の 地方公共団体は、議会の議決を経て共同して証券を発行することができる」

1. 共同発行市場公募債のこれまでの歩み

発行団体数と発行額の推移

(単位:億円)

JUI.				
年度	新規参加団体	脱退団体	団体数	発行額
Н15	北海道、宮城県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、広島県、福岡県、札幌市、仙台市、千葉市、 川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、 広島市、北九州市、福岡市		27	8, 470
H16			27	12, 430
H17			27	13, 080
H18	熊本県、鹿児島県		29	13, 240
H19	大分県、静岡市	福岡県、横浜市、名古屋市	28	12, 140
H20	岐阜県、新潟市		30	12, 300
H21	福島県、岡山県、徳島県		33	13, 900
H22	三重県、奈良県		35	16, 200
H23			35	15, 360
H 24	福井県		36	15, 150
H 25			36	15, 170
H26			36	14, 740
H 27			36	14, 210
H 28			36	12, 040
H 29			36	12, 060
H30			36	12, 070
R1			36	12, 370
R2			36	12, 060
R3	浜松市		37	13, 750
R4			37	12, 000
R5			37	10, 830

2. 共同発行市場公募債の商品性

高い流動性と極めて強固な償還確実性により、<mark>投資商品としての優れた商品性を確保</mark>

毎月の安定的な発行	毎月1,000億円程度の発行を継続	①高い流動性
連帯債務方式	地方財政法第5条の7に基づき、全ての発 行団体が毎月連名で連帯債務を負う方式に より発行	
流動性補完措置 (ファンド)	発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、遅滞なく元利金償還を行う為、連帯債務とは別に各団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預け入れる形で流動性補完を目的とするファンドを設置	②極めて強固な 償還確実性

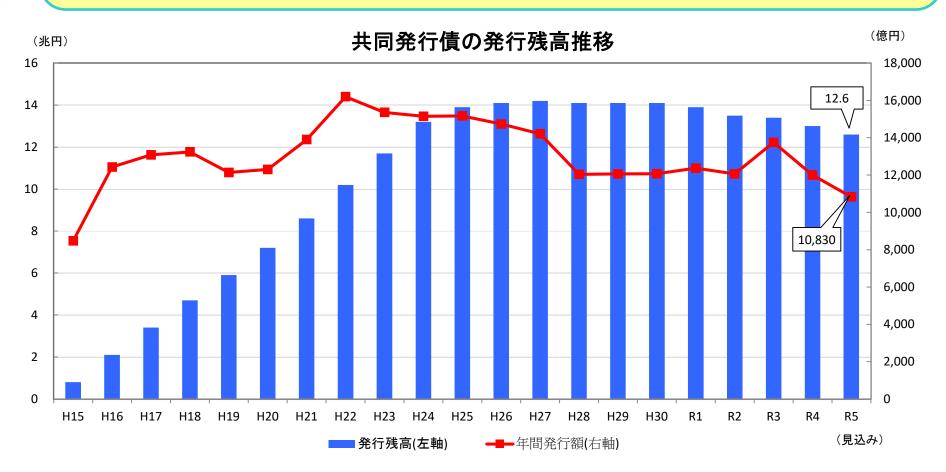
発行条件決定日 : 10年国債入札日の原則2営業日後

発行日: 毎月25日(但し、25日が銀行休業日に当たる場合は、その前営業日)

2. 共同発行市場公募債の商品性

(1)高い流動性の確保

- ・毎月1,000億円程度、年間1兆円を超える発行を継続しており、<u>流動性の高い商品。</u> 特に、大きなロットでの投資を志向する投資家の投資ニーズにマッチ。
- ・発行残高は約13兆円(年度末見込み)となるなど、<u>地方債市場全体のベンチマーク</u> <u>銘柄としての地位を確立。</u>



2. 共同発行市場公募債の商品性

(2)極めて強固な償還確実性の実現

【連帯債務方式】

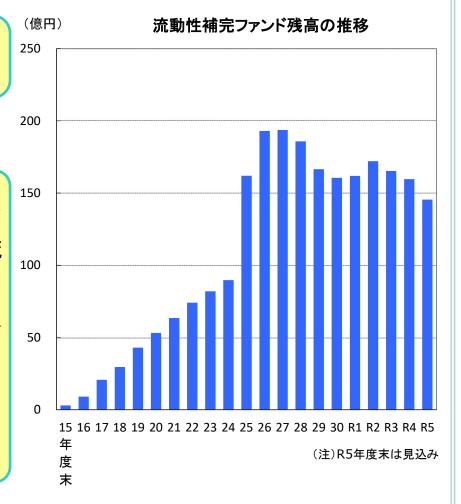
共同発行参加団体による連帯債務方式を採ることで、 償還確実性に関して極めて強固な仕組みを実現。

【流動性補完措置(ファンド)】

発行団体に万一の災害等に伴う不測の事態があっても、 遅滞なく元利金償還が行えるよう、<u>連帯債務とは別に各</u> 団体の減債基金の一部を募集受託銀行に預ける形で流 動性補完を目的とするファンドを設置。

その年度において<u>最も元利金支払の額が多い月の元利金支払額の1/10程度の額を維持</u>するよう、各参加団体がそれぞれ所要額をファンドに毎年度積み立て。

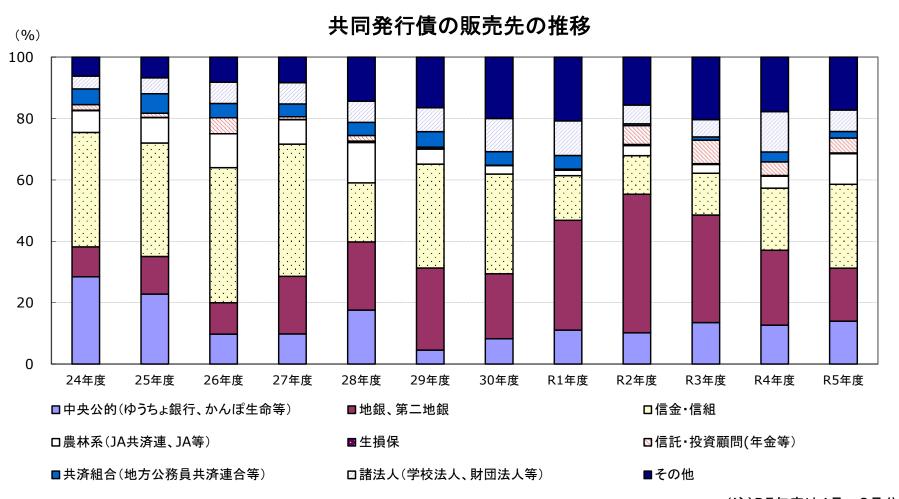
当該ファンドにより、<u>不測の事態にも期日どおり元利</u> <u>償還を行うことが可能</u>(タイムリー・ペイメントの確保)。



3. 足許の動向

(1)販売先の特徴

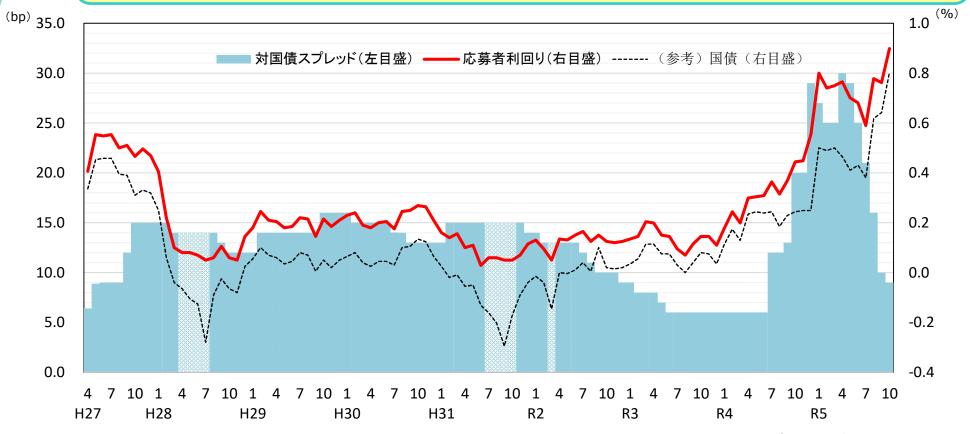
・近年の金融環境の変化に伴い、投資家構成の変化が大きい状況。



3. 足許の動向

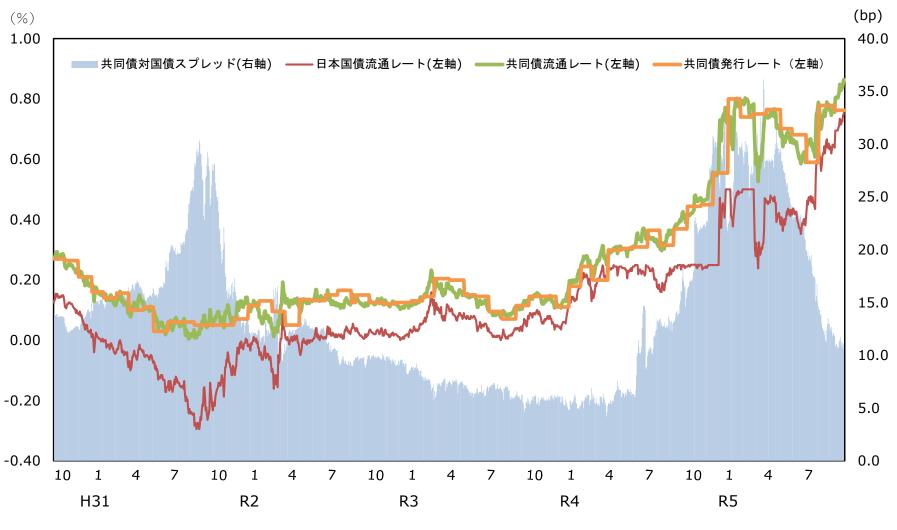
(2)発行スプレッド・応募者利回りの動向

- ・令和4年12月日銀金融政策決定会合における長期金利の許容変動幅拡大、令和5年7月のイールドカーブ・コントロール運用柔軟化により、長期金利は上昇傾向。足許、0.7%を上回って推移
- ・逆イールドの発生など不安定な相場環境を背景とした、断続的な対国債スプレッドのワイド化は終息し、令和5年度については、4月債の最大30bpから、直近10月債では9bpまで縮小
- ・応募者利回りは、平成28年1月のマイナス金利政策導入発表以降で最も高い水準(平成25年以来の水準)



3. 足許の動向

・流通市場でも発行市場と概ね変わらない水準で取引されている。



4. 令和5年度共同発行市場公募債の発行計画

- •令和5年度の参加団体は37団体。
- 発行総額(計画)は<u>1兆830億円(※)</u>。
- (※)各団体の予算案において、連帯債務対象額を債務負担行為として計上
- ●毎月1,000億円程度の発行を計画。

● 参加団体

- ・道府県 24団体 (市場公募債発行団体41団体のうち約6割が参加)
- ・政令市 13団体 (市場公募債発行団体20団体のうち約6割が参加)

北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島県、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市

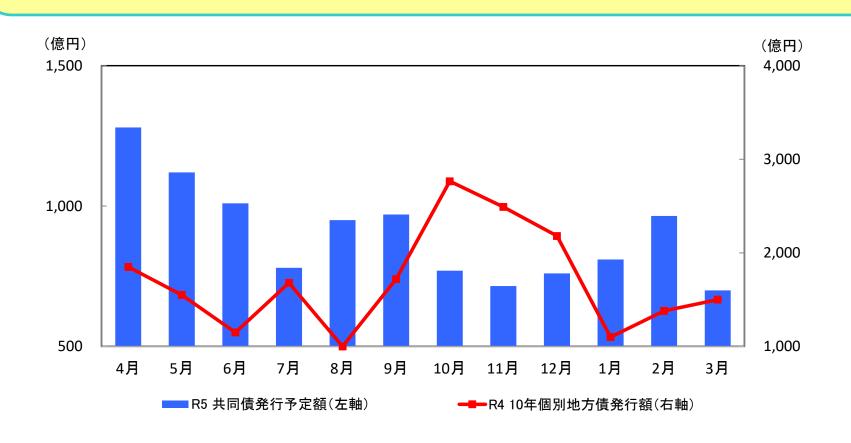
4. 令和5年度共同発行市場公募債の発行計画

発行計画	(単位 : 億F
発行計画	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
発 行 予 定 額		1,120	1,010	780	950	970	770	715	760	810	965	700	10,830
北海道	100	100	100	100	50	100	50	50	-	- 100	-	-	650
宮城県	-	100	-	-	-	100	-	-	-	100	-	-	300
福島県	20	20	-	20	30	-	30	30	-	30	-	-	180
茨城県	50	50	-	50	40	-	30	-	-	30	-	-	250
埼玉県	50	50	100	-	100	-	-	-	-	100	-	- 100	400
千葉県	100	-	100	100	50	-	100	50	-	-	-	100	300
神奈川県	100	-	-	100	-	-	100	-	-	-	-	-	300
新潟県	50	50	60	50	40	40	40	40	40	40	40	40	530
福井県	70	-	-	-	-	80	100	-	- 100	-	-	-	150
長野県	-	-	100	-	-	-	100	-	100	-	-	-	300
岐阜県	-	20	-	30	-	50	-	50	-	50	-	50	250
静岡県	30	-	-	-	-	30	-	-	80	80	80	-	300
愛知県	50	50	-	-	50	-	100	-	-	50	-	-	300
三重県	-	100	10	-	-	60	10	70	30	-	-	50	230
京都府	50	100	50	50	50	-	50	50	60	50	50	-	560
大阪府	100	100	-	-	100	100	100	100	-	100	90	-	790
兵庫県	100	100	-	100	-	100	-	-	100	-	100	-	600
奈良県	-	10	-	-	-	40	10	-	-	40	-	-	100
岡山県	-	-	10	-	-	30	-	-	30	-	30	-	100
広島県	100	-	100		100	-	-	-	100	-	-	-	400
徳島県	-	50	-	50	-	-	-	-	50	-	50	-	200
熊本県	50	-	50	50	-	50	-	-	50	-	50	-	300
大分県	-	-	50	50	-	-	-	-	-	-	15	-	115
鹿児島県	50	40	40	50	40	40	40	40	40	40	40	40	500
札幌市	100	-	-	-	-	20	-	20	-	-	-	60	200
仙台市	30	30	-	30	-	30	-	30	30	-	30	30	240
千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100
川崎市	90	-	-	-	10	-	-	15	-	-	-	30	145
新潟市	-	-	30	-	-	30	-	40	-	50	-	-	150
静岡市	-	-	30	-	30	-	50	-		-	40	-	150
浜松市	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	50	-	100
京都市	-	50	50	50	80	50	60	-	-	-	-	-	340
大阪市	-	50	-	-	-	-	-	-	-	50	100	100	300
神戸市	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	200
広島市	-	-	30	-	-	20	-	30	-	-	20	-	100
北九州市	90	50	-	-	80	-	-	-	-	-	80	-	300
福岡市	-	-	100	-	100	-	-	100	-	-	100	-	400

4. 令和5年度共同発行市場公募債の発行計画

- → 月別発行計画の考え方
 - (1)流動性·投資機会の確保の観点から、<u>毎月一定程度の発行額</u>を確保
 - (2)個別地方債の発行量も踏まえた<u>10年地方債全体での月別発行量の平準化</u> 個別地方債(10年)の発行量が多く見込まれる10~12月は発行量を減少



5. 今後の取組み

- (1)市場との対話の一層の重視
 - IRによる投資家層の拡大
 - ・合同IRでのブース設置
 - ・海外IRの実施
 - → 市場関係者の皆様の声を真摯にお伺いし、商品性の向上を検討
- (2)ベンチマーク債としての地位の確立
 - セカンダリーも含めた価格の透明性向上策
 - ・地方債協会HPから共同発行債売買気配情報の配信



地方債市場全体の活性化に寄与

(参考)共同発行債のIRの状況

(1)共同発行債IR

開催日	説明者
平成21年 3月	総務省、発行団体(大阪市)
平成22年 3月	総務省、発行団体(千葉県)
平成23年 3月	総務省、発行団体(京都市)
平成24年 3月	総務省、発行団体(埼玉県)、地方公共団体金融機構
平成25年 3月	総務省、発行団体(神戸市)、地方公共団体金融機構
平成26年 3月	総務省、発行団体(茨城県)、地方公共団体金融機構
平成27年 3月	総務省、発行団体(広島市)、地方公共団体金融機構

開催日	説明者				
平成28年 3月	総務省、発行団体(静岡県)、地方公共団体金融機構				
平成29年 3月	総務省、発行団体(北九州市)、地方公共団体金融機構				
平成30年 3月	総務省、発行団体(北海道)、地方公共団体金融機構				
平成31年 3月	総務省、発行団体(福岡市)、地方公共団体金融機構				
令和2年 11月	地方債協会HPにてIR資料・動画の公開				
令和3年 10月	地方債協会HPにてIR資料・動画の公開				
令和4年 10月	地方債協会HPにてIR資料の公開				

(2)海外IR

開催日	開催都市
平成25年11月	ドーハ、アブダビ、ドバイ
平成26年10月	ジュネーブ、チューリッヒ、フランクフルト、ロンドン
平成27年10月	パリ、オスロ、ストックホルム
平成28年 9月	フランクフルト、チューリッヒ、コペンハーゲン
平成29年 9月	香港、シンガポール

開催日	開催都市
平成30年 5月	ロンドン、フランクフルト
令和元年 7月	シンガポール、香港
令和2年 7月	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止
令和3年 7月	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止
令和4年 7月	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

(参考)共同発行市場公募債に関する情報発信

【ホームページによる情報提供】

共同発行団体連絡協議会HP

- http://www.kyodohakko.jp
 - 一般財団法人地方債協会HP
- https://www.chihousai.or.jp